

第237回山形県建築審査会 議事録

日 時：平成27年3月13日（金）

場 所：山形県庁902会議室

【午後2時20分 開会】

出 席 佐藤委員、粕谷委員、松木委員、高橋委員

欠 席 山田委員、黒沼委員、高澤委員

事務局 建築住宅課：大江、石川、高橋、木村 都市計画課：高宮

（大江参事のあいさつの後、事務局より審査会成立の報告があった。）

佐藤会長

議事録署名委員を松木委員と高橋委員にお願いします。

議第1号「建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可のための同意について（大江町）」事務局の説明を求めます。

事務局

（資料：申請建築物の概要について「大江町中央公民館」と図面により、申請敷地の位置と周辺の状況、建築物の概要及び用途地域の規制について説明があった。）

（次に、許可することができると判断した理由について、敷地周辺が都市公園や公共施設に隣接し近隣住宅までの距離が十分確保されていること、騒音や交通面などについて周辺への影響がないこと、また、2月17日に行われた意見の聴取において出席した利害関係者6名全員が賛成であったことの説明があった。）

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

佐藤会長

機械室から音が出るといいますがどうですか。

事務局

機械室に隣接する施設は町の公共施設であり、住宅地から十分離れているので問題ありません。

佐藤会長

他に意見はありませんか。

意見がないようですので、議第1号について審査会として同意することはいかがでしょうか。
(委員全員賛成)

それでは、議第1号については同意することといたします。

次に、議第2号「建築基準法第48条第3項ただし書の規定による許可のための同意について（東根市）」事務局の説明を求めます。

事務局

(資料：申請建築物の概要について「東根市民体育館」と図面により、申請敷地の位置と周辺の状況、建築物の概要と用途地域の規制について説明があった。

(次に、許可することができると判断した理由について、建築物が広大な運動公園の中にあり近隣住宅までの距離が十分確保されていること、騒音や交通面などについて周辺への影響がないこと、また、2月18日に行われた意見の聴取において出席した利害関係者の20名全員が賛成であったことの説明があった。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

佐藤会長

今まで教育施設の敷地だったものが公園になるということで、公園というのは建物が建てにくい法律になっていると思いますがどうですか。

事務局

公園の法律は確認していませんが、その法律を所管する都市計画課から承認していただいております。

松木委員

既存の体育館を使うということですが、耐震基準は問題ありませんか。

事務局

新耐震基準で建てられた体育館ですので問題ありません。

佐藤会長

他に意見はありませんか。

意見がないようですので、議第2号について審査会として同意することはいかがでしょう。
(委員全員賛成)

それでは、議第2号については同意することといたします。

次に、議第3号「建築基準法第43条第1項ただし書の規定による許可のための同意について」事務局の説明を求めます。

事務局

(「建築基準法第43条第1項ただし書き許可の運用方針」により、包括同意基準と建築審査会附議基準の説明があった。)

(次に、資料：申請建築物の概要についてと図面により、申請敷地の位置と周辺の状況、建築物の概要及び許可基準に該当することの説明があった。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。

佐藤会長

意見がないようですので、議第3号について審査会として同意することはいかがでしょう。
(委員全員賛成)

それでは、議第3号については同意することといたします。

次に、議第4号「建築基準法第43条第1項ただし書の包括同意について(報告事項)」の事務局の説明を求めます。

事務局

(2件の報告案件について説明があった。)

佐藤会長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問、ご意見がございましたらお願いします。
(質問、意見なし)

佐藤会長

県から提出された議題については以上であります。

委員の皆様には慎重にご審議をいただき、ありがとうございました。

議事はこれで終了いたします。

事務局

これもちまして第237回山形県建築審査会を閉会いたします。

【午後3時00分 閉会】

山形県建築審査会長

議事録署名人

山形県建築審査会委員

山形県建築審査会委員
